

# 令和4年第6回国分寺市農業委員会総会議事録

令和4年6月20日(月)午前9時30分

第6回国分寺市農業委員会総会を国分寺市役所書庫棟会議室に召集する。

出席委員 (13名)	1番 笛田 弥生	2番 永澤 悟	3番 濱野 周泰	4番 尾又 守
欠席委員 (2名)	5番 清水 幸雄 <sup>欠</sup>	6番 齋藤 利一	7番 本多 佳郎	8番 鈴木 正治
	9番 鈴木 吉弘	10番 篠宮 重彰	11番 内藤 孝雄	12番 栗原 啓輔
	13番 本橋 裕司 <sup>欠</sup>	14番 田中 豊	15番 鈴木 弘子	
事務局 出席職員	事務局長 清水 昭策      事務局係長 榎本 紘幸      係 有田 元之			

## < 議事日程 >

日程第1 開会と署名委員指名

日程第2 前回会議録の承認

日程第3 会長等の報告

日程第4 議案審議

議案第1号 生産緑地地区指定に係る現況が農地である旨の証明書の交付について

議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付について

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について

議案第4号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付について

日程第5

協議第1号 農地の肥培管理基準(案)について

日程第6 報告事項

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処理について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出に係る専決処理について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出に係る専決処理について

報告第4号 第17回農ウォークについて

報告第5号 農業委員会視察研修について

報告第6号 第62回企業的農業経営顕彰事業について

報告第7号 第42回農業後継者顕彰事業について

報告第8号 今後の日程について

日程第7 その他

議長（田中 豊）は令和4年第6回国分寺市農業委員会総会の開会を宣言した。

○ 日程第1 開会と署名委員指名

議長は、議事録署名委員について、次の2名を指名した。

7番 本多委員                      8番 鈴木正治委員

○ 日程第2 前回会議録の承認

事務局提示のとおり前回会議録は承認された。

○ 日程第3 会長等の報告

5/26 農ウォーク実踏（濱野委員）

5/30 北多摩地区農業委員会連合会通常総会（田中会長）

○ 日程第4 議案審議

議案第1号 生産緑地地区指定に係る現況が農地である旨の証明書の交付について  
議長は、議案第1号を議題とすることを告げ、事務局説明後、1番を篠宮委員に現地調査報告を求めた。

事務局 4月総会で、当該農地に隣接している小平市分の農地について、生産緑地追加指定を行う予定であると説明したが、今年度は見送ることが分かった。従って、今年度は国分寺市の農地のみを追加指定する予定である。

補足として、当該農地は77㎡であり、生産緑地の要件である一団で300㎡以上を満たしていないが、当該農地南側の道路を挟み、本人所有の生産緑地が300㎡以上あるため、一団の要件を満たしていることを確認している。

篠宮委員 議案第1号1番について、6月6日に、田中会長、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、フキのほか、ドウダンツツジを栽培しており、すべて適正に肥培管理されていた。また、小平市の農地ではあるが、4月総会で話をしたクルミの木については、適正に伐根されていたことを、併せて報告する。

議長 本議案について審議の結果、各委員の確認することに異議がないので、議案第1号1番について全員一致で承認とする。

議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付について

議長は、議案第2号を議題とすることを告げ、事務局説明後、1番を鈴木吉弘委員に現地調査報告を求めた。

鈴木吉弘委員 議案第2号1番について、6月6日に、内藤委員、濱野委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、イチジク・ブラックベリー・ウンシュウミカン等の果樹類のほか、ネギ・トマト等の野菜類を栽培しており、すべて適切に肥培管理されていた。

議長 公図上に記載のある道路のような筆は、東京都の計画道路か。

事務局 J R武蔵野線が地下を通っているため、このような公図となっている。

議長 本議案について審議の結果、各委員の確認することに異議がないので、議案第2号1番について全員一致で承認とする。

### 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について

議長は、議案第3号を議題とすることを告げ、事務局説明後、1番を鈴木正治委員に現地調査報告を求めた。

鈴木正治委員 議案第3号1番について、6月6日に、田中会長、篠宮委員、私と事務局で現地調査を行った。

当該農地では、エダマメ・キュウリ・ネギ等の野菜類を栽培しており、残りの部分は作付け準備中で、すべて適切に肥培管理されていた。よって、本案件の人物は相続税納税猶予を適用するに適格だと考える。

議長 本議案について審議の結果、各委員の確認することに異議がないので、議案第3号1番について全員一致で承認とする。

### 議案第4号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付について

議長は、議案第4号を議題とすることを告げ、事務局説明後、1番を尾又委員に現地調査報告を求めた。

尾又委員 議案第4号1番について、6月6日に、清水委員、笛田委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地は、トウモロコシ・キュウリ・ズッキーニ等の野菜類のほか、ブルーベリーを栽培しており、すべて適切に肥培管理されていた。なお、農地の一部が除外されていることについて、農産物直売所が農地内にあるため、相続税納税猶予面積から適正に除外されていた。

議長 本議案について審議の結果、各委員の確認することに異議がないので、議案第4号1番について全員一致で承認とする。

議長 なお、本件の農地の一部が、直売所であるため相続税納税猶予面積から適正に除外されていることについて、委員の認識を再確認しておきたい。

相続税納税猶予制度は、農家が農業を営むことができるように、国によって作られた制度であるため、前提として「農地」である必要がある。従って「農地」ではない、「倉庫」・「直売所」等は相続税納税猶予の入口である、適格者証明に含めることはできない。

ただし、相続税納税猶予制度を受けた後は、耕作の事業に「必要不可欠なもの」は建てて良いことになっているため、農業用の「倉庫」や搬入搬出に最低限度の通路等を設置することは可能で、3年毎の証明でも引き継がれるが、次の世代の相続税納税猶予には乗れないこととなる。しかし、「直売所」だけは扱いが異なり、「必要不可欠なもの」と言えず、販売を目的とした施設となることが法律の見解であり、商業的な意味が強くなるため、直売所は認められないこととなっているので、注意願いたい。

永澤委員 農家は様々な場所で、農作物を売ることによって生業を保っている。直売所とはいえ、構造は様々であるが、簡易な構造の直売所も相続税

納税猶予制度の適用を受けることはできないのか。

議長 受けることはできない。相続税納税猶予制度は国で定められたものであり、農作物の栽培に必要不可欠なものとして判断される倉庫等は、相続税納税猶予制度を受けている土地でも設置を認められている。しかし、直売所は、販売するための土地となり、農作物の栽培に必要不可欠とは言えない、という見解になっている。

永澤委員 公図を見ると、農道の部分も相続税納税猶予制度から外しているように見受けられる。この農道の扱いはどうなるのか。

事務局 当該農道は赤道であり、市が保有している土地である。

永澤委員 承知した。

## ○ 日程第5 協議事項

### 協議第1号 農地の肥培管理基準（案）について

議長は協議第1号を議題とすることを告げ、事務局へ説明を求めた。

事務局 前回総会での意見をふまえ、農地の肥培管理基準（案）を変更したので、協議願いたい。

1 共通事項の③「収穫している実態がある」を「収穫・出荷している実態・実績がある」に、4 植木畑・5 花卉畑の①「販売用の管理が行われ、商品性が保たれている」を「商品性を保つ管理が行われている」に文言を変更した。次に、4 植木畑の③に「伐採・伐根した植木や」の文言を追加した。

また、6 竹林について、①「竹の密度が適正である（傘をさして通り抜けられる程度の空間であること）」を、案①「間引き等により竹の間隔・密度が適正である」、案②「混雑しておらず、見通しが良い」の2案を用意したので協議願いたい。

尾又委員 1 共通事項の③「収穫・出荷している実態・実績がある」について、私が所有する農地を生産緑地地区に指定しなかった理由は、生産緑地は農作物を出荷する必要があるという話を聞き、自家消費として生産していたため、宅地化農地を選択した。そのため、市内の全ての農地が出荷しているわけではないので、「出荷」という記載を削除していただけないか。

議長 生産緑地・宅地化農地問わず、出荷せずに自家消費として農地活用していれば問題ないと認識している。

濱野委員 「収穫や出荷している」という並列の意味合いの文言に変えてはどうか。

鈴木吉弘委員 並列の意味合いでいうと、「・」という記載は「又は」という意味合いだが、「及び」になると、二つを兼ね備えているという意味になる。当基準の中に「・」が複数個所にあり、意味合いが混在しているため、「又は」と「及び」という意味が分かるように他の箇所についても整理したらどうか。

本多委員 3 果樹畑②「落下した果樹」ではなく「果実」のほうが正しい表現である。

尾又委員 1 共通事項⑥の「農業の用途」だが、詳細が分かるガイドラインがあった方が良くはないか。

- 議長 確かに、農業の用途ではなく、車庫や資材置き場になっているようなビニールハウスも見受けられる。相応しい文言はあるか。
- 鈴木吉弘委員 文言として、これは良い悪いというように、本基準には記載しづらいと考える。9月に視察研修が控えており、多少表現は変わるかもしれないが、農業委員会としては、本基準で大まかな所を決める。そして運用していく中で、今後、細かいところであったり、事例を蓄積していくことで、解釈集のようなものを積み上げていく形がいいのではないか。時代によって、解釈も変化し、その時々ならではの指摘も想定される。その場合に、本基準を変更していけばよいというスタンスでいいのではないか。尾又委員からの指摘のように、もう少し詳細にした方がいいという声があれば、そこは課題として積み上げていければいいのではないか。
- 内藤委員 「農業の用途」については、そのままいいと考える。細かくすると、イエスかノーかの二択になり、目指しているものに対し網羅できず本末転倒になってしまう。今後、農業がますます多様化していく中では、解釈は大きくしておいたほうが良い。「農業の発展のため」「環境に配慮した」というような大きい解釈の言葉があってもいいと考える。
- 事務局 6竹林について、2案あるがどうするか。
- 齋藤職務代理 どちらも同じ意味合いだが、案①でいいと考えるがどうか。
- 議長 異論がないため、案①とする

○ 日程第6 報告事項

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処理について  
報告第1号について、事務局より資料を基に2件報告した。

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出に係る専決処理について  
報告第2号について、事務局より資料を基に2件報告した。

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出に係る専決処理について  
報告第3号について、事務局より資料を基に1件報告した。

報告第4号 第17回農ウォークについて

報告4号について、事務局より資料を基に説明した。

事務局 7月2日(土)開催の農ウォークについて、6月15日号市報に掲載し、参加者を募集した。16日から応募の受付を始め、開始30分程度でA・Bコースとも定員に達した。キャンセル待ちについても、その後5分程で満員となり、木・金曜日で47件お断りをするほど大盛況だった。

また、前回総会後に、各団体からの参加者が決定したため各コースの班編成を修正した。市都市農政推進協議会からは本多会長・峯岸昌美さん、JA東京むさし国分寺地区からは田倉筆頭理事・横田理事・山口統括支店長、JA側の事務局として、坂本統括支店次長・山口課長代理が出席する。農業委員会からは齋藤職務代理に代

わり、同じ5ブロックの担当である栗原委員が出席することとなった。

委員の集合については、市役所から集合場所へ送迎するため、当日午後0時10分に市役所の駐車場付近に集合してもらい、庁用車で移動することとする。

収穫体験について、前回未定であった中村則氏の畑での収穫物は、赤タマネギに決まった。また、こくベジのお土産は、例年、農業委員会の親睦会費より支出しており、今回も同様とする。

## 報告第5号 農業委員会視察研修について

報告第5号について、事務局より資料を基に報告した。

事務局 日程は、9月20日（火）午後で、視察先は立川市役所と府中市内のJA東京マイنز管内の支店となった。立川市は、「農地の肥培管理基準策定に係る先進自治体との意見交換」について打診したところ、7・8月は地域の祭り等と重なることから、9月20日の14時であれば引き受け可能とのことだった。農業委員会会長・職務代理・ほか各部会長の概ね6名程と事務局が参加予定となっている。

府中市は、「都市農地貸借円滑化法に係る事例研究及び意見交換」について打診したところ、府中市農業委員会では都市農地貸借円滑化法のマッチングを推進しておらず、JA東京マイنزが全面的に活動・推進していることがわかった。そのため、JA東京マイنزと調整している。

現在のスケジュール案だと、立川市農業委員会との意見交換が45分しか取れていないなど、タイトなスケジュールとなっているため、午前中の総会が終わり次第出発する等の案も含め、今後調整していきたい。

議長 総会を早めに終わらせて午前中から出発できれば、立川市の前に府中市に視察に行くことができる。府中市の農畜産物共同直売所を視察する際に、時間が遅くなるとほとんど売れてしまっていることも想定されるため、できるだけ早い時間に行きたいという考えがある。今後、このような案を踏まえ検討していくこととする。

事務局 補足として、今回の視察が都市農地貸借円滑化法に係る内容であることから、JA東京マイنزより、JA東京むさしの同行はあるのかという投げかけをいただいた。これを受け、JA東京むさし国分寺支店より1～2名の職員が参加予定となっている。

## 報告第6号 第62回企業的農業経営顕彰事業について

報告第6号について、前回総会の審議を経て推薦を決定した候補者から推薦の受諾を得られた旨を事務局より資料を基に報告した。

推薦候補者 個別経営の部 鈴木 秀男 氏（光町地区）

## 報告第7号 第42回農業後継者顕彰事業について

報告第7号について、前回総会の審議を経て推薦を決定した候補者

から推薦の受諾を得られた旨を事務局より資料を基に報告した。

推薦候補者 齋藤 宏一 氏（弁天地区）

報告第8号 今後の日程について

報告第8号について、事務局より資料を基に報告した。

○ 日程第7 その他

議 長 令和4年第7回農業委員会総会は、7月20日(水)午前9時30分より、  
JA東京むさし国分寺支店2階ホールにて開催する。

上記の会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年7月20日  
国分寺市農業委員会  
会 長 田中 豊

署名委員

署名委員